

00105

1 昭和30年2月28日 月曜日 県公報 取鳥 (号外) 第21号

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

昭和三十年二月二十八日

鳥取県監査委員 加藤 定治

監査箇所 東京事務所 同 執行年月日 昭和二十九年十月二十七日

同

年

十

月

二

九

日

大坂事務所 同 年十月二十九日
神戸貿易事務所 同 日

東京事務所

昭和二十九年十月二十七日監査

監査委員 岸本政嘉 同

木南貞治 同

加藤定治 同

角田健太郎 同

◆鳥取県監査公告第百二十号

地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和二十九年度に係る「東京事務所、大阪事務所及び神戸貿易事務所」の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

監査概況

一、中央諸機関に対する交渉及び折衝は、当所の強化によつてある程度活用されているが、未だ全般的に当所

を通じ各省庁との連絡する域に達していない。ことに部局中にはほとんど当所を経由せず直接上京し中央との事務折衝を行つてゐるものがあるが、これは当所の

事務的体制が整つていないための結果と認めるので、各部局より選抜し連絡事務を担当せしめるよう当局は

配意すべきである。

二、天現寺寮舎の処分問題については、利用者があるため存置しているが再検討されたい。

三、当所の鉄道会館進出について努力し実現の見透しを得ていたが進出を機に一層これを活用するよう県当局は設置主旨の徹底に留意されたい。

四、当所の経費は常時資金前渡により経理運営しているが、送金時期が遅れ事務処理上妥当性を欠く憾があつたが、支金庫制度を設け、令達予算により執行するよう改められたことは適切な措置である。

五、經理出納事務は適正と認めた。

大阪事務所

監査概況

一、昭和二十八年度は、前年度施工にかかる事務所改造等の工事がおくれたため移転が年度中途となつたので本年度は主として職員組織の充実強化、県当局及び県内各機関との連絡調整方式の改善合理化、或いは諸調査等、基礎的な準備体制の整備に全力を注ぎ、事業活動としては特に進展は見られず前年度よりや向上している程度であつたが監査當時すでに年度後半期であつて、業務体制も逐次整備し、その活動も漸く活潑化し、業務実績も向上しているものと認めた。

二、当所の事業活動が活潑化するにつれて県内産業の後進性が指摘され受託能力問題、生産体制ごとに計画

化、組織化の問題、或いは生産及び出荷技術の問題等県物産の市場性に関する諸問題について改善案を樹てそのつど県に具体的に連絡しているが、これらの問題

の解決は前年度監査の際にも強く指摘した如く当所の効率的運営に影響するばかりでなく本県産業振興、特に流通経済の上に極めて重要であるので当所は当所物産斡旋業務の円滑化に留意し、県民の経済活動を助長伸展させるよう施策に当り一層配意されたい。

三、大阪中央市場における農産物の販売斡旋業務は、そつあり眞に喜ばしいが、商取引の成果は市況の把あくと適時適切な措置によるところが大であつて、当所の主要事務の一つであるにもかかわらず、市況及び信用等調査に要する経費はほとんど予算措置されず、また中央市場駐在員事務所に補助職員(雇傭人)を配置しないいたため、やむなく他県の職員に協力を求めていいるという不満足な実情にあり從来監査に指摘したにも

かかわらず何ら措置していないのは遺憾である。当局は速やかに経費及び人事面につき積極的措置すべきものと認めた。

四、当所が直接斡旋した林産物及び各種工業製品等の昭和二十八年度販売斡旋高は七千三百余万円であるが、これに対し引合不成立は一億六千二百余万円、昭和二十九年度上半期においては販売斡旋高三百九十六万余円に対し不成立三千九百九十余万円に及んでいる。これは県内中小企業者の生産規模が弱少のため受託能力、価格の点で中途坐折したものが多くひいては県の信用を失墜する結果ともなり、その事例も見受けられるので根本的な対策を樹て円滑な取引を推進するよう考究されたい。また市場流通面を通じて見るに本県畜育成問題等についても経済面及び財政効率の面から検討し、今後の畜産行政施策上考慮すべきであろう。

五、前回指摘した松島町倉庫保管料については、当所新

発足に際し、すばりだしの便宜として当分の間保管料を徴収しない方針のようであるが無料として県物産の進出を促進することが有効と認めるので遊休することなく県内業界に呼びかけ計画的に活用するよう留意努力されたい。

六、職員の厚生について配慮されたい。特に職員住宅、宿泊施設についてはさきに指摘を望したように緊要と認めるので財政事情を考慮し措置されたい。

七、經理その他の事務は適正と認めた。なお從来の資金前渡制度は昭和二十九年度より改め支金庫を設置し、予算令達により經理運営したのは適切合理的である。

神戸貿易事務所
昭和二十九年十月二十九日監査
監査委員 岸本政嘉
同 木南貞治
同 加藤定治
同 角田健太郎

監査概況

一、当所は設立当初より行政組織規程上、明文化されず大阪事務所の附屬機関のような形体をもつて、所管業務を処理していたが、昭和二十九年五月一日機構改革により商工課主管の出先機関として独立したことは妥当な措置と認めめたが、現在の貿易斡旋量及び県内生産受託体制の規模から見れば、独立機関として急速に強化することはなお考究の余地があるので今後の組織運営について県当局は総合的に検討されたい。

二、本県物産貿易輸出高は昭和二十六年度五億三千九百余万元（含特需二千三百万円）同二十七年度四億九千七百余万円、同二十八年度六億五千四百余万円であつて、その主なるものは生糸、織維品、魚貝罐詰、廿世紀梨、木竹製品その他雜貨であり、逐年上昇している。この中当所の斡旋物資は木竹製品等の雜貨で監査時昭和二十九年上半年における実績は二千一百万余円に昇つており活動の成果が認められる。

三、斡旋不成立件数が多く前回監査の際にも指摘した如く県内生産態勢の強化が望まれる。すなはち、受託能力の拡大、生産コストの低下、生産技術ことに工芸技術の向上等、生産業者に対する行政措置或いは納期、その他商取引上義務の履行等業界の根本的なことがらに後進性または欠陥があり、県の不信を招いている事例を認めたので、県当局は貿易振興に対し、これと関連ある諸施策の総合的検討を加へ、根本的振興対策を樹立すべきものと認めた。

四、所内展示の試作品は大部分生産者負担によるもので県費による購入額は僅か五千五百八十七円である。従つてその内容は貧弱であつて、積極的斡旋はもとより発註相談があつても直ちには応じられない実情と認められたので県費を増額し内容充実すべきである。

五、発註量の多いサラダボールに關し先進県の生産方式を観察調査しているが、これは当所の所管事務としては適切と認め難いけれども、過渡的な措置として、し

かもその成果を輸出取引の実際面から検討し本庁及びメーカーに連絡しているのは積極的であつて時宜を得たものと認める。

六、經理その他の事務は適正と認めた。